

# ヘルプカードの配布及びヘルプマークの作成・啓発について

## 1 ヘルプカードについて

知的障害・聴覚障害・内部障害などさまざまな障害のある方や周囲の支援を必要とする方が、緊急時、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲の人に必要な支援をお願いしやすくするためのカードです。ヘルプカードは、緊急時の連絡先や必要な支援内容などが記載できるようになっており、支援を必要とする方が身につけておくことで、いざというときに必要な支援を受けるのに役立ちます。

昭島市では、平成27年3月下旬からヘルプカードの配布を開始しました。

## 2 配布対象者

○次のいずれかに該当する昭島市内に在住で、配布を希望される方

- ・身体・知的・精神などの障害のある方（障害者手帳の交付の有無は問いません）
- ・難病患者の方
- ・何らかの障害により支援が必要な方

## 3 配布場所等

### ○市役所関係機関

市役所障害福祉課・保健福祉センター（あいぼっく）・東部出張所

### ○障害者支援機関

- ・昭島市障害者相談支援センター（昭和町4-7-1・保健福祉センター2階）
- ・虹のセンター25（地域活動支援センター）（中神町1176-19-101）
- ・自立生活センター・昭島（朝日町3-18-12）
- ・昭島市障害者就労支援センター（松原町3-6-7-105）

## 4 配布方法

- ・障害者手帳の交付を受けている方や配布を希望する方は、市役所関係機関及び障害者支援機関において配布
- ・障害者手帳を新規に取得された方は、市役所障害福祉課において障害者手帳交付時に配布
- ・市内の障害福祉サービス事業所に通所している方には、事業所を通じて配布
- ・特別支援学校（あきる野学園・村山特別支援学校）に通学されている方には、学校を通じて配布
- ・市内の特別支援学級や通級指導学級に通学されている方には、保護者宛に配布の案内文書を送付

## 5 周知・啓発方法

- ・広報あきしま（4月15日号）において記事の掲載及びホームページに関連記事の掲載
- ・公共施設や障害福祉サービス事業所や相談支援事業所等へポスターの掲示
- ・各自治会の回覧用として支援者用リーフレットの回覧
- ・各自治会の掲示板へのポスターの掲示
- ・市内小・中学校へのポスターの掲示 など

## 6 ヘルプマークの作成・啓発について

ヘルプマークは、支援が必要な方のためのシンボルマークで、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方をはじめ、妊娠初期の方など援助や配慮を必要としている方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするためのマークです。

東京都では、都営地下鉄や多摩モノレール各駅等でストラップ式のヘルプマークを配布しています。

昭島市では、平成27年度に東京都の補助金を活用するなかで、ストラップ式のヘルプマークを作成し、平成27年11月に開催する「産業まつり」や「フードグランプリ」等において、啓発物品等を配布するなどの啓発事業を実施する予定。